報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年 12 月９日

第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可

－情報通信行政・郵政行政審議会からの答申及び意見募集の結果－

総務省は、本日、情報通信行政・郵政行政審議会（会長：相田　仁　東京大学特命教授）から、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可（令和７年 10 月 28 日付け情報通信行政・郵政行政審議会諮問第 3204 号）について、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を受けました。総務省ではこの答申を踏まえ、速やかに所要の手続を行います。

１　経緯等

本件は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 110 条の４第１項の規定に基づく第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条の５第２項において準用する同法第 110 条第２項の規定に基づく第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたい旨の申請があり、総務省における審査の結果、申請のとおり認可したいとして、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問をしたものです。申請概要は別紙１のとおりです。

２　答申及び意見募集の結果

（１）第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について、令和７年 10 月 28 日（火）に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問したところ、本日、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を受けました。（答申の内容は別紙２参照）

（２）同審議会において、令和７年 10 月 29 日（水）から同年 11 月 28 日（金）までの間、意見募集を行った結果、意見の提出は 12 件でした。提出された意見と当該意見に対する同審議会の考え方は別紙３のとおりです。

３　今後の予定

総務省は、この答申を踏まえ、速やかに所要の手続を行います。

４　関係報道資料

別紙１、別紙２及び別紙３については、e－Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

関係報道資料等：

〇第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可に対する意見募集（令和７年 10 月 28 日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000088.html

【連絡先】
（諮問内容等について）
総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課
担　当：望月課長補佐、中里主査、佐々木官
電　話：03-5253-5817（直通）
E-mail：broadband2020-jimu_atmark_ml.soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止対策のため「@」を
「_atmark_」と表示しています。
送信の際には、「@」に置き換えてください。

（情報通信行政・郵政行政審議会について）
情報流通行政局総務課
担　当：石井課長補佐、澁谷係長
電　話：03-5253-5694（直通）